

政令第 号

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
内閣は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日は、令和四年十一月一日とする。

理由

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。